

## 答 申（案）

会津若松市は、令和8年4月に「家庭ごみ処理有料化」を導入することにより、ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保し、ごみの分別と減量への関心を高め、ごみ排出抑制と再生利用の推進を図る判断をしました。

家庭ごみ処理有料化は、本市の持続可能なごみ処理体制の構築やゼロカーボンシティの実現と次世代への住みよい環境の継承のために重要な施策であり、次期一般廃棄物処理基本計画においては、当該制度導入の効果を踏まえたごみ削減目標の設定やごみ分別・減量の施策の再構築が必要になります。

このような認識の下、当審議会において慎重に審議を行った結果、ごみ削減目標の設定と新たなごみ減量施策の策定のための「計画期間の延長」と、家庭ごみ処理有料化導入後の市民負担軽減を図るため「古着から古布への資源化品目の拡大」に伴う、会津若松市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の追補案については、適切であると判断いたします。

### 【附帯意見】

当審議会において、以下の意見も出されており、これらも参考に取り組を検討されるようお願いいたします。

- 資源化品目の拡大による「古布」の分別収集の開始にあたっては、費用とそれに対するごみ減量効果を踏まえ回収頻度を検討するとともに、収集開始後についても、排出量の推移をみながら回数の見直しについても配慮すること。また、再生利用のさらなる推進を図るため、民間事業者等が行う資源物回収の取組との連携についても配慮すること。